

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量 基準点測量（四級基準点測量）、地形測量数値図化（現地測量）

三 作業地域

幸手市大字上高野地先から同市大字木立地先

四 作業期間

令和六年四月二十四日から令和六年十一月十五日まで